

高知県農業企業立地促進事業費補助金交付要綱の制定について

<制定の理由>

更なる産地の維持発展と雇用創出を促進するため、規模拡大する既存の農業法人を対象に加えることや雇用創出効果の高い取組に対して加算補助を行うなど事業の拡充を行う。これに伴い、補助事業の名称見直しと事業区分等の追加を行うもの。

(実質改正だが、名称の変更をするため制定となる (R7.2.7 財政課確認済み))

<高知県農業参入企業立地促進事業費補助金からの主な変更点>

1. 補助金名称

○「高知県農業参入企業立地促進事業」から「高知県農業企業立地促進事業」に変更

2. 要綱本文

○目的を修正

○補助事業者に以下を追加

「国事業を活用し次世代型ハウス及びその付帯設備を整備する農業法人で、国事業の内示を得ている者」

※国事業には「産地生産基盤パワーアップ事業」、「強い農業づくり交付金」等を想定。4月当初に割当内示、5月に着手する場合（事前着手により前倒しの可能性あり）、前年度までに企業指定をしていないと事務手続きの期間が非常に短い。また、事前に企業指定を行ったとしても、国事業で採択されなかった場合、指定自体が無駄となる。よって企業指定によらず、国事業の内示を持って県事業への交付申請を可能とする。

○補助事業者の要件に地域計画の目標地図に位置づけられた者、又は位置づけられることが確実と市町村が認める者であること追加

○第4条 事業区分に以下を追加

- ・人材育成支援事業
- ・国費活用加算事業

○事業実施状況報告について記載追加

3. 別表

○指定施設等の新增設事業にその他要件追加

○事業区分に以下を追加

- ・人材育成支援事業の追加
- ・国費活用加算事業の追加

○補助限度額のうち通算限度額を30億円から15億円に変更

4. 様式

○補助金名称及び事業区分の追加に伴う様式の変更

○押印の省略

○その他軽微な変更